

高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金の手続きに関するQ&A

(令和7年10月2日現在)

	Q		A
補助対象事業者について	Q 1	本社は高砂市外ですが補助金の対象となりますか。	本社の所在地に関係なく設備導入する事業所の所在地が高砂市内であれば対象となります。
	Q 2	個人事業主ですが補助金の対象となりますか。	法人や個人にかかわらず、現在高砂市内で営利を目的に継続して事業を営まれていれば対象となります。
	Q 3	現在、高砂市内に事業所はありませんが、新工場を建設予定です。この場合は補助金の対象となりますか。	高砂市内において、現に事業を営むことにより排出している温暖化排出ガス量の削減を促進することから、高砂市内に事業所を新設する事業者は、補助対象外となります。
	Q 4	飲食業をしていますが補助金の申請は可能ですか。	業種による制限は設けておりませんが、市税等の滞納がなく、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められることが必要です。
	Q 5	市内で社会福祉法人として特別養護老人ホームを開設していますが、補助金の対象となりますか。	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を対象としていますので、社会福祉法人や医療法人等は対象外となります。
補助対象事業について	Q 6	本社は高砂市内ですが、市外の事業所で太陽光発電設備を導入し、その電気を自己託送により高砂市内の事業所で消費します。この場合は補助金の対象となりますか。	市内の事業所内で実施する脱炭素化事業に限りますので補助対象外となります。
	Q 7	売電目的で太陽光発電設備を導入予定です。補助金の対象となりますか。	売電目的の場合は補助対象外となります。本制度は、事業所内での自家消費を主目的としたものを対象としています。
	Q 8	再生可能エネルギー設備の導入を検討しています。二酸化炭素排出量の削減効果が、投資額100万円あたり年間1.0t-CO ₂ 以上とありますが、投資額とはどのようなものですか。	本制度において、二酸化炭素排出量の削減効果で使用する投資額は、設備費ならびに設置工事費の一部（※消費税抜き）で算出していただきます。 設置工事費については、「設備設置費」の「材料費」と「労務費」で計算します。 なお、省エネルギー設備に関しても、二酸化炭素排出量の削減効果を投資額100万円あたり年間2.0t-CO ₂ 以上としています。こちらも同様に投資額は、設備費ならびに設置工事費の一部（※消費税抜き）で算出してください。
	Q 9	照明のLED化と空調設備の更新について同時申請を考えていますが、投資額100万円当たりの二酸化炭素排出量の削減効果が、LED化は年間4.5t-CO ₂ で補助対象ですが、空調設備は年間1.5t-CO ₂ で補助対象外になります。2つの設備を平均すると年間3.0t-CO ₂ 以上あります。この場合、両設備に対して補助金対象になりますか。	再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の投資額100万円当たりの二酸化炭素排出量の削減効果については、設備ごとに評価するため、空調設備は補助対象となりません。

Q10	高砂市内に既にある工場に加えて、現在市内に新工場を建設予定ですが、照明設備や空調設備の経費に補助金は使えますか。	工場等を新設する際の設備導入経費（再エネ設備を含む）については補助対象となりません。
Q11	軽微な省エネ設備の改修も対象となりますか。	補助対象経費が100万円以上であれば対象となります。
Q12	エネルギー管理装置（EMS装置）は補助対象となりますか。	再生可能エネルギー設備の導入又は省エネルギー設備の更新と併せて設置するEMS装置のみ補助対象となります。
Q13	すでに売電用に太陽光発電設備を導入しています。追加でこの太陽光発電設備に繋げる蓄電池の導入を検討していますが補助対象となりますか。	蓄電池単体の導入は補助対象となりません。
Q14	社用車をEV車両に更新しますが、補助金の対象となりますか。	車両の導入は補助対象となりません。高砂市電気自動車等購入補助金をご利用ください。
Q15	中古設備の導入は補助金の対象となりますか。	補助対象となりません。
Q16	リースによる導入は補助金の対象となりますか。	補助対象となりません。
Q17	大型（発電量が50KW以上）の太陽光発電設備の導入を検討しています。補助金の対象となりますか。	あくまでも自家消費を主目的とした設備の導入であれば補助対象となりますが、売電量が発電量の30%以上を占める見込みの場合は補助対象外とします。
Q18	故障している設備の更新は補助金の対象になりますか。	現在稼働していない設備の更新は、新設扱いとなりますので補助対象となりません。
Q19	通年で使用しない生産設備の更新は補助金の対象になりますか。	通年で稼働せず、特定の時期や特定の製品の製造過程でしか使用しない生産設備の更新は補助対象となりません。
Q20	すでに工事に着手しているのですが、補助金を受けることは可能ですか。	補助対象となりません。 補助金の事前決定通知後に着手する事業が対象となります。
Q21	工事はいつまでに完了させる必要がありますか。	補助対象事業の実施期間は、補助金交付事前申込受理決定通知書の通知日の属する年度の次年度末までです。ただし、事業着手は受理通知日から1年以内とします。

再エネ 自家消費率について	Q22	太陽光発電設備の導入において、自家消費はどのように判断するのですか。	事前申込時に「自家消費率等算出資料」（専用の算出シート）を用いて判断いたします。 自家消費率は、70%以上を目安としています。
	Q23	自家消費率算出資料の「1 設備概要」について、過積載率120%以下を目安というのは絶対条件でしょうか。建物への遮熱効果等も含め太陽光発電設備面積を検討したいのですが問題ありますか。	過積載率120%以下は補助要件ではありません。 あくまで目安とお考えください。
	Q24	自家消費率算出資料の「4.6 自家消費率」について、施設の稼働日が365日で100%になるということが前提になりますが、これが正解でしょうか。	施設の実際の稼働日数を入力してください。 自家消費率70%を目安に、この自家消費率を下回る再生可能エネルギー設備の導入については、個別に補助対象設備について判断させていただきます。
	Q25	自家消費率算出資料の「4.8 余剰電力の利用方法別の利用率」について、項目内に売電があります。売電は補助金対象外とのことでしたが、この意味はどういうことでしょうか。	事業所内での自家消費を主目的としたものを対象としていますが、目安として概ね3割を超えない分の余剰電力の売電は可とします。
	Q26	自家消費率を上げるため、再生可能エネルギー発電設備と連携する蓄電池について、導入を検討していますが、蓄電池の使用方法に規定はありますか。BCP 対応で地域に開放する必要がある等条件はありますか。また設置容量等に制限はありますか。	特に条件、制限は設けていませんが、非常用設備など、常時使用されないあるいは使用頻度の少ない設備は補助対象外となります。
C02排出量削減効果の計算方法について	Q27	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入による二酸化炭素排出量の削減効果を計算する際の、電力にかかる排出係数は、現在契約している電気事業者の排出係数を用いるのですか。	電力に係る排出係数は、 「 <u>0.000419t-CO₂/kWh</u> 」 を使用してください。 ※環境省・経済産業省公表の電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)における関西電力(株)の R 5 年度実績値

他の補助金との併用について	Q28	他の補助金を同時に受けることは可能ですか。	可能です。補助対象となる設備費から、当該設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額が税抜きで100万円以上であれば補助対象とします。
	Q29	環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）を併用しようと検討しています。 もし国の方が採択された場合は事前申込した収支予算書の中身が変わりますが、変更等承認申請書で補助金落選ということで申請すればいいのでしょうか。	高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出いただく流れとなります。
省エネルギー診断について	Q30	省エネルギー診断はどのタイミングで行うのですか。	本補助事業で省エネルギー設備の導入にかかる補助を受けられるのは、省エネルギー診断に沿って省エネ設備（「照明設備」「空調設備」「燃焼設備」「その他省エネ効果が得られる設備」）を更新する場合に限ります。そのため、まずは自費で省エネルギー診断を受けていただき、二酸化炭素排出量の削減効果が設備費ならびに設置工事費の一部（※消費税抜き）を合算した投資額100万円あたり年間2.0t-CO ₂ 以上となるようであれば、事前相談・事前申込を行っていただく流れとなります。 なお、この省エネルギー診断については、「一般社団法人省エネルギーセンター」が実施する「省エネ最適化診断」か、「省エネお助け隊」による「省エネ診断」を、経済産業省の補助金を受けて1割負担で受診されることを想定していますが、他の診断機関による省エネ診断を受診される場合は事前にご相談ください。
申請方法について	Q31	事前相談とは何ですか。	本補助事業は補助金交付事前申込前に補助金の交付対象としての要件を満たしているかの確認を事前相談により行います。 事業着手前に「補助金交付事前申込」を、事業完了後に「補助金交付申請書」を提出いただきますが、その2つの申請が2か年度に渡ることも想定されることから、補助金交付事前申込書の提出前に、事業内容、スケジュールなどを事前相談で把握し、予算額との調整を行います。 具体的に事業内容が固まった段階での相談を想定していますが、不明点の確認のための問合せからでも可能です。
	Q32	事前相談者は申込の担当者だけで相談する必要があるのでしょうか。工事施工事業者が同席する必要があるのでしょうか。	申請者に事前相談していただくこととしていますが、工事施工予定事業者の方が同席していただいても問題ありません。

標準処理期間について	Q33	事前申込から受理決定までどれぐらいの日数がかかりますか。	内部審査に2週間程度のお時間をいただきます。
	Q34	交付申請から交付決定までどれぐらいの日数がかかりますか。	書類及び現地検査を経て審査を行いますので、交付決定までに4週間程度のお時間をいただきます。
	Q35	補助金はどれぐらいで振り込まれますか。	請求書を受理してから概ね2週間を目安にお考えください。
事業完了後について	Q36	事業完了後の経過報告は必要ですか。	事業完了後、1か年の実績を経過報告として提出いただきます。
	Q37	本補助金を活用して設置した省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入による効果をJ-クレジット化することは可能ですか。	省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証するJ-クレジット制度を目的とした設置導入は補助対象外です。